

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 13日	
滋賀県知事 殿	
提出者 〒525-0072 住 所 滋賀県草津市笠山一丁目4-37 氏 名 日本電気硝子(株)精密ガラス加工センター 所長 柏谷 健 電話番号 077-565-4541	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本電気硝子(株)精密ガラス加工センター
事業場の所在地	〒 525-0072 滋賀県草津市笠山一丁目4-37
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	80億円
③従業員数	121人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添の記入票のとおり

特別産業廃棄物の種類 現状と計画	混酸廃液		IPA廃液(揮発油)		廃アルカリ	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
特別産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
管理体制図	別紙1の通り					
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
排出量(別紙2 削減計画)	181.75t	60t	48.95t	96t	30.72t	20t
これまで実施した取組	原単位の改善(ガラス1枚当たりの混酸使用量の削減)を実施		廃IPA回収装置の稼働率を上げ、再利用する事により、廃IPA量の削減を実施		切削液(廃アルカリ)ライフ延長により廃アルカリの量を削減	
今後実施する予定の取組	原単位の改善(ガラス1枚当たりの混酸使用量の削減)継続		廃IPA回収装置の稼働率を上げ、再利用する事により、廃IPA量の削減を実施(継続)		切削液(廃アルカリ)ライフ延長により廃アルカリの量を削減(継続)	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	最終処理→中和処理、セメント原料、下水道		最終処理→油水分離、助燃料		最終処理→中和処理、セメント原料、下水道	
今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	変更なし		変更なし		変更なし	
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
自ら再生利用を行った(行う)特別管理産業廃棄物の量	—	—	48.95t	90t	—	—
これまで実施した取組	—		廃IPA回収装置の稼働率を上げ、再利用する事により、廃IPA量の削減を実施		—	
今後実施する予定の取組	—		廃IPA回収装置の稼働率を上げ、再利用する事により、廃IPA量の削減を実施(継続)		—	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
自ら熱回収を行った(行う)特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
自ら中間処理により減量した(する)特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
これまで実施した取組	—		—		—	
今後実施する予定の取組	—		—		—	
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に に関する事項						
自ら埋立処分を行った(行う)特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—
これまで実施した取組	—		—		—	
今後実施する予定の取組	—		—		—	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
全処理委託量	181.75t	60t	0.0t	6t	30.72t	20t
優良認定処理業者への処理委託量	181.75t	60t	0.0t	6t	30.72t	20t
再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
これまでに実施した取組	・優良認定廃棄物業者へ依頼 ・3年に1回廃棄物契約業者の現地確認実施					
今後実施する予定の取組	・変更なし					
※事務処理欄						

(第5面)

電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】（2023度）実績	
	特別管理産業廃棄物 排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	212.47t
	（今後実施する予定の取組） 導入済み	
※事務処理欄		

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

8 ※欄は記入しないこと。